

(別紙2)

令和元年度 産地発展促進事業 追加募集案内

募集期間

第1回：令和元年5月15日（水）～令和元年5月24日（金）
第2回以降：令和元年6月から令和元年12月までの各月第3金曜日
(ただし、予算額に達した時点で、それ以降の募集は中止します)

事業に関する要綱・要領、様式等は、宮城県園芸振興室の下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/sanchihatten.html>

1 事業の目的

本事業は、産地発展促進事業実施要領（平成29年5月18日施行。以下「要領」という。）に基づき、いちご、ねぎ、きゅうり、トマト等の全国トップレベルを目指す園芸品目（以下「トップブランド化品目」という。）の産地発展に向け、県内の事業実施主体が行うトップブランド化品目の産出額の拡大に寄与する装置・機械・施設等の整備に関する事業計画の実現に要する経費の一部を補助するものです。

2 事業対象者

宮城県内の農業協同組合、集落営農組織及びその他の営農集団を対象とします。

なお、補助金の交付を受けるためには、産地発展促進事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

3 事業要件等

- (1) 事業を推進する体制が整備されており、トップブランド化品目の産地発展への一助となる具体的な計画に基づいた取組が見込まれること。
- (2) 産地活性化のため、事業実施主体が、市町村、JA、種苗会社、実需者、県関係機関等と連携し実施する取組であること。
- (3) 対象品目について、補助事業年度の3年後における作付面積、10アールあたり収量及び販売額の具体的目標を設定し、その目標達成により、いずれかで事業年度よりおおむね10%以上の増加が見込まれること。
- (4) 令和2年3月15日までに事業を完了すること。

4 事業内容及び補助対象経費

事業計画の達成に必要と認めた装置、機械及び施設等の導入及びその経費

※導入機器を既存の機器と接続するためのアタッチメント等に要する経費を含む

5 事業実施期間 補助金交付決定の日から令和2年3月15日まで

6 補助率 1/2以内（上限 8,000千円）

7 採択予定件数 1～2件程度

8 応募の流れ

- (1) 事業実施計画書の提出
所在地を所管する県地方振興事務所又は地域事務所（窓口：農業振興部）に必要書類を提出。
- (2) 事業ヒアリング
必要に応じて、応募事業者と県において、事業ヒアリングを行う。
- (3) 採択
県で事業実施計画書を審査し、採択事業者を決定する。
※採択にあたっては、事業実施計画の審査会を実施します。審査会では、事業計画の内容、目標設定等について審査を行い、採択事業者を決定します。

9 応募に必要な書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 納税証明書（全ての県税）
- (3) 事業実施主体が集落営農組織の場合にあつては、農業生産法人化計画の写し、その他の営農集団の場合にあつては、当該団体の組織及び運営に関する規約の写し
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）及び役員等名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

10 問合せ先

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0224-53-3289	FAX0224-53-3138
仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL022-275-9250	FAX022-275-0296
北部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0229-91-0717	FAX0229-23-0910
北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0228-22-2268	FAX0228-22-6144
東部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0225-95-7809	FAX0225-95-2999
東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0220-22-3535	FAX0220-22-7522
気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0226-24-2534	FAX0226-22-1606
宮城県農政部 園芸振興室 園芸振興班	TEL022-211-2843	FAX022-211-2849